

## 長崎市公告第 74 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱(平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月18日

長崎市長 鈴木 史朗



### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

新長崎幼稚園建設に伴う基本・実施設計業務委託

#### (2) 業務内容

新長崎幼稚園建設に伴う基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル説明書及び建築設計業務委託特記仕様書(以下「説明書等」という。)による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和10年2月29日(火)まで

#### (4) 履行場所

長崎市魚の町1番16号

#### (5) 業務委託契約予定価格の上限

51,429,000円(消費税相当額を含む。)

### 2 提案資格

提案者が満たすべき要件(以下「提案資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に「建築関係建設コンサルタント」の業種で登録がある者であること。
- (3) 上記(2)の名簿に、地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成7年11月7日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年長崎市告示第85号)の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成16年長崎市告示第305号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事にあつては、

更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。)を除く。)でないこと。

(6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(7) 本市の競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。

(8) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本及び人的関係がある者が含まれていないこと。

(9) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(10) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(11) 業務実施上の条件

次に掲げる技術者を配置可能な者

- ・ 管理技術者及び主任担当技術者(建築意匠)が、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士であること。(参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。)

### 3 説明書等の交付期間及び方法

(1) 説明書等の交付期間

公告日から令和8年7月14日(火)午後5時30分まで

(2) 説明書等の交付方法

説明書等は、本市のホームページからダウンロードして取得すること。

### 4 参加表明書の提出期限、方法及び書類

(1) 参加表明書の提出期限

令和8年6月8日(月)午後5時30分必着

(2) 参加表明書の提出方法

本手続に参加しようとする者は、(3)に示す書類を作成し、以下の方法により提出すること。

ア (3)提出書類のアについては、押印のうえ、長崎市こども部幼児課に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送付に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

イ (3)提出書類のイ～オについては、データ(PDF形式)をCD-ROM等の電子媒体により長崎市こども部幼児課の場所に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法により提出するか、電子メールによって送信すること。

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(第1号様式)

- イ 担当者連絡先（様式ア）
- ウ 配置予定者調書（様式エ）※資格を証明するものの写しを添付すること。
- エ 業務実施体制（様式カ）
- オ 「2 提案資格」を証明する書類（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有していることを証明する書類）

## 5 参加資格の通知及び提案書の提出要請の通知

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日：令和8年6月12日（金）

## 6 説明書等に対する質問に関する事項

### (1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、質問書（様式シ）に記載のうえ、データを「12 担当課（事務局）」あてに電子メールにより送信し、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

### (2) 説明書等に対する質問書の提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時30分必着（提出期限内に(3)質問書送信先に到達していること。）

### (3) 質問書送信先

長崎市こども部幼児課

電子メールアドレス [yoji@city.nagasaki.lg.jp](mailto:yoji@city.nagasaki.lg.jp)

### (4) 質問に対する回答

令和8年6月22日（月）午後5時30分までに質問を取りまとめ、直接電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

## 7 提案書の提出期限及び方法

### (1) 提案書の提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時30分必着

※ 提出期限内に「12 担当課（事務局）」に到達していること。

### (2) 提案書の提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書の「7 提案書の提出」に記載している所定の要領に従って提案書（第4号様式）及びその他必要となる書類を作成、提出すること。

## 8 ヒアリング（提案書の提出者による説明及び質疑応答）の実施

### (1) ヒアリングの実施の有無 有

- (2) 「7 提案書の提出期限及び方法」に基づき提案書を提出した者には、一次審査を経て、ヒアリングへの参加を要請する又は要請しない旨について通知する。

通知予定日：令和8年7月21日（火）

### (3) 実施方法

原則、対面によるヒアリングとする。

（詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

### (4) 実施予定日：令和8年7月28日（火）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

通知予定日：令和8年7月21日（火）

### (5) 持ち時間

説明20分以内＋質疑応答10分程度 計30分程度

### (6) 出席者

管理技術者は必ず出席するものとする。

### (7) その他

ア ヒアリングに必要な機材（パソコン等）は提案者で用意すること。

イ 説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。ただし、提案書で使用したイメージ図等の視覚的表現のみを用いた説明は可とする。

ウ 他の提案者のヒアリングを傍聴することはできない。

## 9 受託者の決定

### (1) 審査方法

ア 一次審査及び二次審査は、特定審査委員会において非公開で行う。

#### イ 一次審査

提案書の提出者が5者を超える場合は、提案書について、9(2)の評価基準のうち「予定技術者の資格及び実績、実施体制の充実度」について審査し、評価点の合計について上位5者をヒアリング参加要請者として選定する。

ただし、特定審査委員会が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りではない。

#### ウ 二次審査

一次審査で選定した者に対し、「8 ヒアリングの実施」に記載している要領に従ってヒアリングを行い、9(2)の評価基準に基づき審査し、委員全員の評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

(2) 評価基準は、次のとおりとする。

評価項目		評価の着目点・提案事項	評価基準	配点
予定技術者の資格・実績、実施体制の充実度	予定技術者の資格	十分な資格のある技術者が配置されているかを評価する。	A = 4点 管理技術者及び主任担当技術者を除き、一級建築士を2名以上配置している B = 2点 管理技術者及び主任担当技術者を除き、一級建築士を1名以上配置し、かつ二級建築士を1名以上配置している C = 0点 管理技術者及び主任担当技術者を除き、一級建築士を1名以上配置している	4点
	管理技術者の実績	管理技術者の同種又は類似業務の実績(※1)について、実績件数を評価する。	A = 4点 認定こども園の実績(※1)が2件以上ある B = 2点 認定こども園の実績が1件以上又は類似業務(※1)の実績が2件以上ある C = 0点 上記以外	4点
	主任担当技術者の実績	主任担当技術者(建築意匠)の同種又は類似業務の実績(※1)について、実績件数を評価する。	A = 7点 認定こども園の実績が3件以上ある B = 4点 認定こども園の実績が2件以上又は類似業務の実績が3件以上ある C = 0点 上記以外	7点
	実施体制の充実度	意匠、構造、設備等の業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを評価する。	A = 5点 担当者の配置や構成が明確であり、十分に対応できる B = 0点 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない	5点
業務実施方針	実施手順	①業務の進め方 ア 成果物等(報告書及び図面、積算関係書類等)の品質向上を図るための方法 イ 履行期間内に求める成果物を作成し、業務を計画的に進めるためのスケジュールの組み立て方や管理方法等の業務の進め方 ウ 関係者間の連携等をどう行うかなどの取組体制	A = 5点 優れている B = 3点 適切である C = 0点 不適切である	5点
		②コストコントロール等の考え方 ア 想定工事費内で事業が進められるよう、適切な時期における建設コストやイニシャルコストの検証、職人不足等を踏まえた工期の縮減を行うなどの具体的で実現可能な手法が多く提案されているか。	A = 8点 優れている A' = 6点 やや優れている B = 4点 適切である B' = 2点 やや適切である C = 0点 不適切である	8点
		③建替えのプロセスに関する提案 ア 敷地条件を踏まえ、的確な工事工期の設定を行うにあたっての具体的な手順が示されている提案となっているか。 イ 関連工事等(文化財発掘調査、解体工事、防火水槽入替工事、外構工事)との調整を十分に配慮した提案となっているか。	A = 8点 優れている A' = 6点 やや優れている B = 4点 適切である B' = 2点 やや適切である C = 0点 不適切である	8点

技術提案	整備方針に対する提案	① 安全・安心・快適	<p>ア こどもの安全を見守るための視認性等への配慮や不審者対策、防犯監視システムの設置など、こどもが安全に過ごすことができる施設を実現できる提案となっているか。</p> <p>イ こどもの健康に配慮し、採光、通風、換気などを十分確保することや、木の温もりを感じられるような空間を意識するなど、園内の快適性や保健衛生に配慮した施設を実現できる提案となっているか。</p>	<p>A =14点 優れている</p> <p>A' =10点 やや優れている</p> <p>B =6点 適切である</p> <p>B' =3点 やや適切である</p> <p>C =0点 不適切である</p>	14点
		② 幼児教育・保育環境の向上	<p>ア こどもの発達段階にあわせた活動スペース（空間づくり）に配慮し、共に育ち、学び合いながら、ワクワクするような遊びなどを通して豊かな体験を積み重ねることができる環境についての提案となっているか。</p> <p>イ 教育・保育のあり方の変化に柔軟に対応できる部屋及び将来の社会情勢を見越した構成、構造計画についての提案となっているか。</p> <p>ウ こども一人ひとりの個性を尊重し、多様なニーズ（障害児、医療的ケア児、他国籍児等）に対応するなど、すべてのこどもが共に学び、育つことができる施設を実現できる提案となっているか。</p> <p>エ こどもの活動の把握や園内移動がしやすく、また、事務効率向上への配慮など、職員の働きやすさについての提案となっているか。</p> <p>オ こどもが調理室での調理の様子をうかがい知ることができ、食材や調理員等への感謝の気持ち、生命を大切にする気持ちを育むことができるような、食育を促進する環境についての提案になっているかどうか。</p>	<p>A =14点 優れている</p> <p>A' =10点 やや優れている</p> <p>B =6点 適切である</p> <p>B' =3点 やや適切である</p> <p>C =0点 不適切である</p>	14点
		③ 地域の拠点	<p>ア 全ての子育て家庭に対し、子育てについての必要な支援を行うことについての提案となっているか。</p> <p>イ 災害時や緊急時等において、他の施設で保育の提供が出来ない状態となった際などの受け皿施設となることについての提案となっているか。</p> <p>ウ 全市の幼児教育・保育の基幹的役割を果たすための研修等を実施することに配慮した提案となっているか。</p>	<p>A =8点 優れている</p> <p>A' =6点 やや優れている</p> <p>B =4点 適切である</p> <p>B' =2点 やや適切である</p> <p>C =0点 不適切である</p>	8点
		④ 環境等への配慮	<p>ア 長寿命化計画の主旨に沿ったメンテナンス性の向上とライフサイクルコスト削減に向けた具体的方策についての提案となっているか。</p> <p>イ 近隣の住環境に配慮するため、日影及び騒音対策を考慮した園舎形状及び配置についての提案となっているか。</p>	<p>A =8点 優れている</p> <p>A' =6点 やや優れている</p> <p>B =4点 適切である</p> <p>B' =2点 やや適切である</p> <p>C =0点 不適切である</p>	8点

	⑤ ゾーニング計画	ア 施設のゾーニング（類似した部屋や空間をグループごとにゾーンとしてまとめ、計画していくこと）や動線が、子どもたちや保育士等にとってより良い環境を提供できているか。	A = 5点 優れている A' = 4点 やや優れている B = 3点 適切である B' = 2点 やや適切である C = 0点 不適切である	5点
コスト		業務費見積額	価格点の算定式=満点（10点）×各提案者の提案金額のうち最低額÷各提案者の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	10点

※1 同種又は類似業務の実績…次の①～③全ての項目に該当する実績を言う。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

①平成27年(2015年)4月1日から公告日までに施工が完了した施設の設計業務実績

②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

③次を満たす施設の設計業務実績

ア 認定こども園の実績とは、新築又は増築で延床面積500㎡以上

イ 類似業務の実績とは、幼稚園又は保育所の新築又は増築で延床面積500㎡以上

※2 「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の採点が0点のものがある場合、または委員全員の採点の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として特定しない。

(3) 特定審査委員会の委員名は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	こども部	部長	井上 真人
委員	建築部建築課	課長	甲斐 大貴
	建築部設備課	課長	井崎 伸二
	土木部土木建設課	課長	百崎 征臣
	こども部幼児課	課長	中野 尚志
	こども部幼児課	主幹	吉岡 慶子

(4) 決定及び非決定結果の通知

市長は、特定審査委員会からの報告に基づき、受託候補者を決定した上で、決定及び非決定結果を、ヒアリングに参加したすべての者に対し、令和8年8月4日（火）（予定）に通知する。

なお、通知後に、受託候補者に決定された者を長崎市のホームページで公表する。

(5) 市長は、決定された受託候補者と長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（委託条件、仕様書等）については、提案内容を基に契約段階で修正を行うことがある。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

## 10 契約書作成の要否 要

## 11 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者として提案資格を確認された旨の通

知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
  - ア 提出された書類が提出期限、提出先、提出方法に適合しない場合
  - イ 提出された書類に記載すべき事項の全部が記載されていない場合
  - ウ 2に示す提案資格を満たさないこととなった場合
  - エ 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - オ 9(3)に示す委員と接触があった場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- (10) 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を「12 担当課（事務局）」に届け出なければならない。

## 12 担当課（事務局）

〒850-8685

長崎市魚の町4-1 長崎市役所 2階

長崎市こども部幼児課

電話 095-829-1142

電子メールアドレス [yoji@city.nagasaki.lg.jp](mailto:yoji@city.nagasaki.lg.jp)